

NEC通信システムは 産業別最低賃金以下の賃金の再雇用条件を提示 安定した雇用と生活できる再雇用を行え！

NEC通信システム（火物 丈裕社長）で働くAさん（59才）は、60歳定年以降も雇用継続を希望し、2024年5月から「高年齢者雇用安定法に則り、現職場での60歳以降の雇用継続を要求する」を掲げて、電機・情報ユニオンと一緒に団体交渉を行ってきました。

11月5日（水）に行われた団体交渉で、NEC通信システムのディレクターは、Aさんの再雇用条件として「現部門（詳細は省略）で玉川勤務、週3日勤務、賃金13万5000円」を提示しました。

Aさんは「13万5000円では生活できない！あなたはできますか！」と怒りの声をあげ、「週3日勤務は、全く希望していない」と、会社提案の撤回を迫りました。

電機・情報ユニオンの米田徳治特別執行委員は「会社提案は、高年齢者雇用安定法の趣旨を反故にするものだ。NECWayに反する著しい人権侵害だ。NECWayを推進する立場にある火物社長の意向とはとうてい考えられない。火物社長が団体交渉に出席することを要求する」と、会社提案の撤回と見直しを要請しました。

13万5000円では生活できない！ 生活できる再雇用を

NEC通信システムが提示した賃金13万5000円では、Aさんが生活できることは明白です。NECグループの産業別最低賃金は、22万3000円です。また、全労連の調査によると、「25歳男性単身、東京都の賃貸ワンルームマンションに居住」の労働者の最低生計費は、月額約24万円～25万円となっています。

高年齢者雇用安定法は、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境（雇用と生活の安定）の整備を目的とし、事業主・企業は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努めることを法制化しています。

高年齢者雇用安定法は、企業に対して、65歳までの雇用機会の確保を義務づけ、70歳までの就業機会の確保を努力義務としています。

NEC通信システムは、高年齢者雇用安定法を遵守し、Aさんの雇用を安定させ、Aさんと家族が安心して生活できる賃金で再雇用を行うべきです。



2025年5月12日（月）団体交渉



一人でも入れる 困ったら
電機・情報ユニオン

2025年11月 NCOS No. 1

〒142-0043
東京都品川区二葉2-20-8
染野ビル2F
Tel 03-6421-5323
Fax 03-6421-5324
Email : denkiunion@gmail.com



NECWayに則り、再雇用を行え

NECは、2005年に「国連グローバル・コンパクト」に署名し、「国際人権章典」、「労働における基本原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」などの人権に関する国際規範を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいた取り組みを推進することをNECWayと総称し、世界にコミットメント（責任を持った約束）しています。

人権に関する国際規範については、NEC・企業が尊重すべき「国際的に認められた人権」は、主要な人権リスク類型として26項目があげています。その1番目に「賃金の不足・未払、生活賃金」が規定されています（右表）。

生活賃金は、労働者とその家族が十分な生活水準を維持するために必要な賃金を指し、国連の「世界人権宣言」は、生活賃金を基本的人権のひとつとしています。

また、60歳から65歳までの高齢者の賃金が、同じ仕事をしている場合でも引き下げられていることは、年齢による差別と国連「ビジネスと人権」作業部会は断じています。

Aさんに提示された「賃金13万5000円」は、NECWayに背き、Aさんの雇用と生活を棄損する著しい人権侵害です。

NEC通信システムは、NECWayに反する人権侵害を止め、Aさんが生活できる賃金で安心して働ける労働条件で、再雇用を行うべきです。

企業が尊重すべき

主要な人権リスク類型・26項目

- ① 賃金の不足・未払、生活賃金
- ② 過剰・不当な労働時間
- ③ 安全で健康的な作業環境（労働安全衛生）
- ④ 社会保障を受ける権利
- ⑤ パワーハラスメント（パワハラ）
- ⑥ セクシュアルハラスメント（セクハラ）
- ⑦ マタニティハラスメント（マタハラ）／パタニティハラスメント（パタハラ）
- ⑧ 介護休業等ハラスメント（ケアハラ）
- ⑨ 強制労働
- ⑩ 居住移転の自由
- ⑪ 結社の自由・団体交渉権
- ⑫ 外国人労働者の権利
- ⑬ 児童労働・こどもの権利
- ⑭ テクノロジー・AIに関する人権問題
- ⑮ プライバシーの権利
- ⑯ 消費者の安全と知る権利
- ⑰ **差別**
- ⑯ ジェンダー（性的マイノリティを含む）に関する人権問題
- ⑯ 表現の自由
- ⑯ 先住民・地域住民の権利
- ⑯ 環境・気候変動に関する人権問題
- ⑯ 知的財産権
- ⑯ 賄賂・腐敗
- ⑯ サプライチェーン上の人権問題
- ⑯ 紛争等の影響を受ける地域における人権問題
- ⑯ 救済へアクセスする権利

希望者全員が雇用継続できる職場に

Aさんは、11月5日の会社提案の撤回、高年齢者雇用安定法とNECWayに則った再雇用条件を求める団体交渉をただちに申し入れました。

NECグループで働く労働者から、「マッチングが成立せず、上司から選択できない再雇用条件を提案された。退職を選択するしか無い」などの相談が少なくありません。

職場から、「NECグループは、高年齢者雇用安定法とNECWayに則り、希望者全員の雇用継続を行え」「NEC通信システムは、生活できる賃金をAさんに提示せよ」の声を大きく高めていきましょう。

NECグループで働くみなさんの大きなご支援をお願いします。



抗議・要請先

日本電気通信システム株式会社 火物 丈裕 代表取締役 執行役員社長
〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 (三田国際ビル) 電話03-5232-6300 (代)